

消費税の経過措置をご存知ですか？



次の①または②の要件を満たす場合、消費税率は5%となります。

- ① 25 年 10 月 1 日（指定日）を基準とし、その以前に契約締結、引渡しが行われた場合
 ② 施行日を基準とし、施行日前に購入・使用が行われた場合

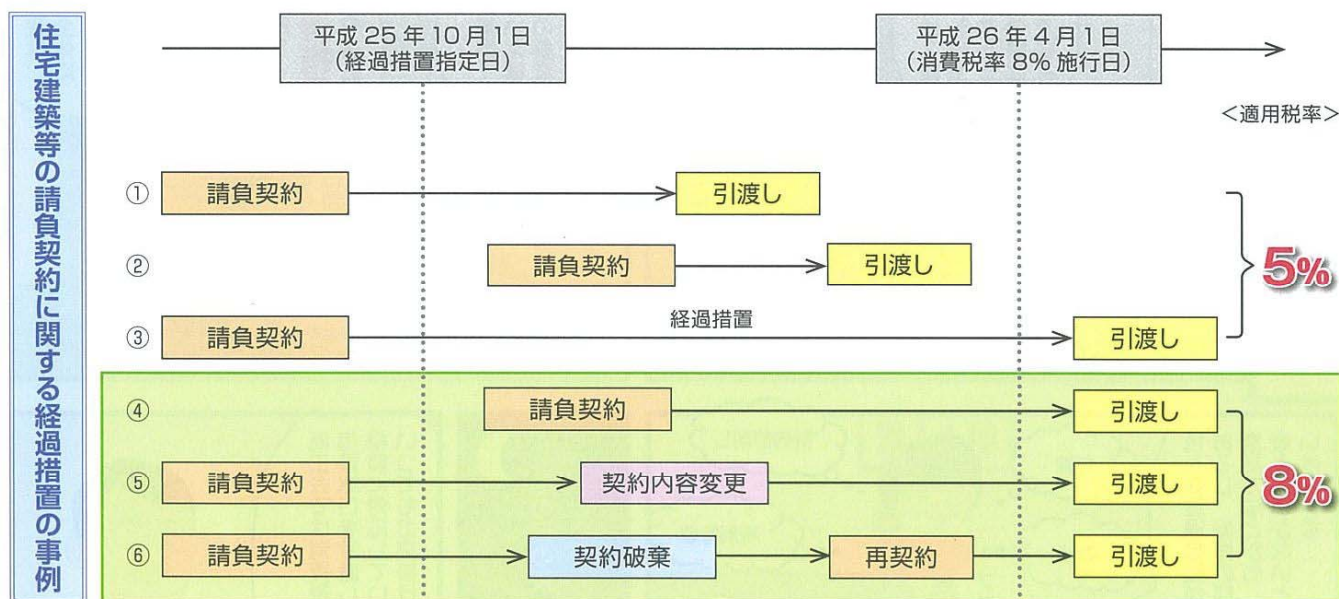
①指定日を基準とするもの

取引形態	具体的内容
請負工事等	指定日前に締結した住宅建築、製造請負、測量・地質調査、ソフトウェア開発に係る契約等
資産の貸付	指定日前に締結した重機・OA機器等のリース契約や資産の賃貸借契約等
予約販売	指定日前に、年間契約等により購入した書籍や雑誌等で、施行日前に代金の支払を完了した場合等
通信販売	指定日前に商品の販売条件を提示し、施行日前に申込みを受け、施行日以降に商品が販売される場合等

②施行日を基準とするもの

取引内容	具体的内容
旅客運賃等	旅客運賃や映画等、施行日前に購入した前売券等
電気料金等	公共料金の3月と4月の使用分で、平成26年4月30日までに支払金額が決まっているもの
特定新聞等	定期的に発行される新聞や雑誌等で、発売日が施行日前で、売上が施行日以後のもの

※記載されたものは代表的なものであり、他にも経過措置は設けられています。



POINT

- ・ 上記は消費税率 8% のものです。10% 引上げにおける経過措置については改めてお知らせします。
- ・ 上記の日程は、法律で予定しているものであり、税率の引上げ実施の判断は、政府が 4 月～6 月の GDP 成長率などを参考にし、25 年 10 月頃を目途に行っていくとしています。

商工会では『経理・税務・販路開拓・経営革新・IT活用・新商品開発・講習会・専門家派遣による個別の経営課題解決』等を通じて、中小・小規模企業の皆様を支援します。
 相談無料・秘密厳守です。お気軽にご相談下さい。